

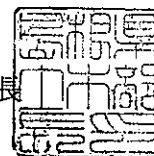
土 総 第 8 7 3 号

平成 3 1 年 4 月 1 日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島根県土木部長

(土木総務課)



建設産業異分野進出初期投資補助金交付要綱の改正について（通知）

建設業者等の異分野事業進出については、中山間地域等における建設産業の経営基盤強化及び雇用創出を目的とし、かねてより建設産業異分野進出初期投資補助金制度を活用して支援してきたところですが、この度、一層の取組促進を図るため、下記のとおり交付要綱を改正しましたのでお知らせします。ご承知おきください。

記

1 改正の概要

交付要綱第4条第3号に定める異分野事業進出の際に必要な「異分野進出事業に専任で従事する者（事業主、取締役を除く。）」の人数について、2名以上に改める。（※）

なお、農業分野においては、従前のとおり兼任での従事を認めるものとする。

※ 改正前の必要従事者数は3名以上

2 施行日

新要綱は、平成31年4月1日から適用する。

○ 建設産業異分野進出初期投資補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県が交付する建設産業異分野進出初期投資補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 県は、インフラ整備の重要な担い手であり、災害対応や除雪など地域の守り手である建設業者等が、建設産業以外の分野に新たに進出することを促進し、もって中山間地域等の建設産業の経営基盤強化及び経済活性化を図るとともに、地域雇用の創出に資することを目的とする。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 次の要件を全て満たす者（知事が認めるものに限る。）

ア 県内の中山間地域等に本店を置く事業者で、島根県建設工事入札参加資格を有するもの

イ 直近の決算における完成工事高が10億円未満であること

(2) 次の要件を全て満たす者（知事が認めるものに限る。）

ア 県内の中山間地域等に本店を置く事業者で、島根県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格を有するもの

イ 直近の決算における売上高が10億円未満であること

(3) 異分野進出事業を行うために設立された法人で、次の要件を全て満たす者

ア 出資者の全てが県内に本店を置く事業者であること

イ (1)又は(2)に該当する者の出資割合が50%を超えていること

ウ 常勤役員に出資者である(1)又は(2)の役員が1名以上就任していること

(4) 農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）で、次の要件を全て満たす者

ア (1)又は(2)に該当する者の出資割合が10%以上であること

イ 常勤役員に出資者である(1)又は(2)の役員が1名以上就任していること

(異分野進出事業)

第4条 この要綱においては、異分野進出事業を次の要件を全て満たすものとして定義する。

(1) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類D建設業又は小分類742土木建築サービス業に属する事業以外の分野（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）において規制の対象とされる営業を

- 除く。)に進出するものであること
- (2) 第2条に掲げる目的に沿った事業であること
 - (3) 異分野進出事業に専任で従事する者(事業主、取締役を除く。)が2名以上いること。ただし、農業分野においては兼任での従事を認める。

(補助金の対象事業)

第5条 補助金の交付対象事業は、次のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 異分野進出事業を開始するための設備投資
 - (2) 異分野進出事業を拡張するための設備投資
- 2 この補助金以外の県の補助金、助成金及び利子補給との併用は認めないものとする。

(補助金の対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の対象経費、補助率及び補助額は、別表1に定めるところによる。

(事業実施計画の認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、建設産業異分野進出初期投資補助金事業実施計画認定申請書(様式第1号)及び別表2に定める書類を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の事業実施計画の認定申請を受けたときは、別に定める審査会を経て適当と認めた場合には、当該計画を認定し、建設産業異分野進出初期投資補助金事業実施計画認定通知(様式第2号)を行うものとする。
- 3 事業実施期間は、事業実施計画の認定を受けた日から1年以内とする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の事業実施計画の認定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が提出する申請書は、建設産業異分野進出初期投資補助金交付申請書(様式第3号)とする。

- 2 前項の申請書を提出するにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に相当する額を除いて申請しなければならない。
- 3 算出した交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金の申請は、同一事業について1回までとする。
- 5 1補助事業者あたりの交付申請回数は、同一年度内に1回までとする。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の交付申請書を受理したときには、内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、建設産業異分野進出初期投資補助金交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に対して通知する。

- 2 交付決定額は、1認定計画当たり100万円以上400万円以内とする。この額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 年度を越えて事業が実施される場合は、年度毎に交付申請を行い、年度毎に交付決定を行うものとする。

4 前項の場合、初年度の補助金の額の上限は、交付決定額の90パーセント以内とする。

(交付申請内容の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに建設産業異分野進出初期投資補助金変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分について、別表1に掲げる経費区分ごとに20パーセントを超える変更をするとき。
- (2) 補助事業の内容の変更をするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

2 補助事業者は、当該補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業の成果を記載した建設産業異分野進出初期投資補助金実績報告書(様式7号)を知事に提出しなければならない。

2 第9条第3項に該当する場合は、前項の実績報告書は年度毎に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の実績報告書を受理したときは、必要な検査を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、建設産業異分野進出初期投資補助金の額の確定通知(様式第8号)により補助事業者へ通知する。

(補助金の支払)

第13条 補助事業者は、第11条の実績報告書を提出し、補助金の額の確定通知を受け取った後に補助金の支払を受けようとするときは、建設産業異分野進出初期投資補助金請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産について、建設産業異分野進出初期投資補助金取得財産等管理台帳(様式第10号)を備えてその保管状況を明らかにし、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。
- 3 規則第13条第1項第4号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

- 4 補助事業者は、規則第13条第1項の承認を受けようとするときは、建設産業異分野進出初期投資補助金取得財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 補助事業者は、財産（規則第13条第1項に規定するものに限る。）を処分したことにより収入があったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

（書類の保管）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠となる書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

（交付決定の取り消し）

- 第16条 知事は、補助事業者が規則第14条第1項に該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（経営状況の報告）

第17条 補助事業者は、補助金の対象事業の経営状況について、補助事業が完了した日の属する営業年度終了後5年間、毎営業年度終了後3ヶ月以内に、建設産業異分野進出初期投資補助金事業状況報告書（様式第12号）により知事に報告しなければならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年5月17日から施行する。

（要綱の廃止）

- 2 この要綱の施行に伴い、「建設産業新分野進出促進事業補助金交付要綱」（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱施行の際、旧要綱に基づき行われた事業及び現に旧要綱に基づき行われている継続事業については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第6条、第10条関係）

補助対象経費

経費区分	対象経費	補助率等
(1) 建物及び構築物	建物又は構築物の購入、建造、据付に要する経費	補助率 3分の1以内 補助額 100万円以上400万円以下
(2) 機械装置及び車両	機械装置又は車両の購入、据付に要する経費	
(3) 工具器具備品	工具、器具及び備品の購入に要する経費（ただし、別表1(1)又は(2)に附帯するものに限る。）	

別表2（第7条関係）

事業実施計画認定申請書（様式第1号）に添付する書類

提出書類	留意事項
定款	原本証明したものを提出すること
現在事項全部証明書	原本を提出すること
直近2期分の決算報告書	原本証明したものを提出すること
許認可関係書類（写し）	事業実施に当たって法令等に定められた許認可を受ける必要がある場合に提出すること
法人事業税の納税証明書	原本を提出すること 要綱第3条第3号又は同第4号に該当する法人について提出すること
出資者一覧表（様式第13号）	要綱第3条第3号又は同第4号に該当する法人について提出すること
その他、計画内容を補足、説明する資料	見積書、図面、パンフレット等

様式第1号（第7条関係）

建設産業異分野進出初期投資補助金事業実施計画認定申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 名 称
氏 名 ④
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

建設産業異分野進出初期投資補助金について、事業実施計画の認定を受けたいので、建設産業異分野進出初期投資補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の内容
様式第1号別表（事業実施計画書）のとおり
- 2 実施予定期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 補助事業に要する経費
様式第1号別表（事業実施計画書）のとおり

事業実施計画書

申請者	企業名		主な業種	
	代表者名			
	住所			
	補助事業担当者	(役職)	(氏名)	
	電話番号		FAX番号	
	資本金		直近決算の完工高	
	職員数	常勤役員 名	常勤職員 名	臨時・パート職員 名
補助事業の名称				
補助事業の区分		(1) 異分野進出事業の開始 (2) 異分野進出事業の拡張		
実施予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
補助事業を行う目的		1 既存事業(建設業又は土木建築サービス業)の状況 2 補助事業を行う目的 3 期待される効果		
補助事業の内容				
異分野進出事業の産業分類 (日本標準産業分類の小分類)				
補助事業の実施場所				
補助事業の実施方法		・企業内事業部による ・新会社の設立による		
連携する企業・団体・研究機関等				
異分野進出事業に係る他の補助金等の受給実績				
必要な許認可の取得状況				

1 設備投資計画及び資金調達計画書（全体計画）

【支出内訳】

(単位:円)

経費区分		消費税込み金額	消費税抜き金額	備考	
設備投資	補助対象経費	建物・構築物			
		機械装置			
		車両			
		工具器具備品			
		計			
	補助対象外経費	土地			
		建物・構築物等			
		機械装置			
		車両			
		工具器具備品			
		その他			
	計				
合計 A					

【資金調達内訳】

(単位:円)

調達区分		金額	備考	
資金調達	借入金		・返済期間、金利等	
		計		
	補助金	異分野進出初期投資補助金		
		計		
	自己資金			
	その他			
		計		
	合計 B			

※1 設備投資合計:Aと資金調達合計:Bは一致させること

※2 補助対象経費の合計は、「2 補助事業に要する経費(個別表)」と一致させること

3 設備投資計画及び資金調達計画書 (年度分)

■年度を超えて事業を実施される場合に、年度毎に作成してください。

【支出内訳】

(単位:円)

経費区分		金額		備考
		消費税込み	消費税抜き	
設備投資	補助対象経費	建物・構築物		
		機械装置		
		車両		
		工具器具備品		
		計		
	補助対象外経費	土地		
		建物・構築物等		
		機械装置		
		車両		
		工具器具備品		
		その他		
	計			
合計 A		0		

【資金調達内訳】

(単位:円)

資金調達	借入金			(借入条件) ・返済期間、金利等
		計		
	補助金	異分野進出初期投資補助金		
		計		
	自己資金			
	その他			
		計		
	合計 B			

※1 設備投資合計:Aと資金調達合計:Bは一致させること

※2 補助対象経費の合計は、「2 補助事業に要する経費(個別表)」と一致させること

4 補助事業の実施体制

担当職務	職名	氏名	雇用形態			専任・兼務の別		新規・既存の別	
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
その他 名			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
合計 名									

※1 雇用形態等については、該当項目に○をすること

※2 「役員」は取締役以上とし、執行役員は除く。

※3 「新規」は、今回の異分野進出事業の開始又は拡張にあたって、新たに雇用する者とする。

6 収支計画 (異分野進出事業)

【異分野進出事業を開始する場合】(A)

(単位:千円)

		前 期 (年 月期)	今 期 (年 月期)	来 期 (年 月期)	来々期 (年 月期)
売 上 高 ①					
売上原価	原材料費				
	外注加工費				
	労務費				
	減価償却費				
計 ②					
売上総利益③(①-②)					
販売管理費	人件費				
	家賃・賃借料				
	減価償却費				
	支払利息				
計 ④					
営業外収支					
経常利益 ③-④					
税引後当期利益					

【積算根拠】

項 目		積算根拠
売 上 高		
売上原価	原材料費	
	外注加工費	
	労務費	
	減価償却費	
販売管理費	人件費	
	家賃・賃借料	
	減価償却費	
営業外収支		

6 収支計画（異分野進出事業）

【異分野進出事業を拡張する場合】(B)

(単位:千円)

		前 期 (年 月期)	今 期 (年 月期)	来 期 (年 月期)	来々期 (年 月期)
売 上 高 ①					
売 上 原 価	原材料費				
	外注加工費				
	労務費				
	減価償却費				
	計 ②				
売 上 総 利 益③(①-②)					
販 売 管 理 費	人件費				
	家賃・賃借料				
	減価償却費				
	支払利息				
	計 ④				
営業外収支					
経 常 利 益 ③-④					
税引後当期利益					

【積算根拠】

項 目		積算根拠
売 上 高		
売 上 原 価	原材料費	
	外注加工費	
	労務費	
	減価償却費	
販 売 管 理 費	人件費	
	家賃・賃借料	
	減価償却費	
営業外収支		

6 収支計画（全体）

【建設業又は土木建築サービス業】(C)

(単位:千円)

	前期 (年 月期)	今期 (年 月期)	来期 (年 月期)	来々期 (年 月期)
売上高 ①				
売上原価 ②				
売上総利益(①-②) ③				
販売管理費 ④				
営業外収支				
経常利益 ③-④				
税引後当期利益				

【会社全体】(A又はB+C)

(単位:千円)

	前期 (年 月期)	今期 (年 月期)	来期 (年 月期)	来々期 (年 月期)
売上高 ①				
売上原価 ②				
売上総利益(①-②) ③				
販売管理費 ④				
営業外収支				
経常利益 ③-④				
税引後当期利益				

7 年度別資金計画

■異分野進出事業を含む会社全体の資金計画を記載してください。

(単位:千円)

区 分		前 期	今 期	来 期	来々期	備 考
所要資金	設備投資額					
	借入金返済(既存)					
	借入金返済(新規)					
	計 ①					
調達方法	期首繰越金					
	税引後利益					
	減価償却費					
	増資					
	新規借入金					
	補助金					
	計 ②					
次年度繰越 ②-①						

<申請者>

様

島根県知事

建設産業異分野進出初期投資補助金事業実施計画の認定について（通知）

年 月 日付けで認定申請のあったこのことについて、下記のとおり認定します。

記

1 補助事業の内容

年 月 日付け申請書のとおり

2 補助事業に要する経費

- | | | |
|-----|-------|---|
| (1) | 年度実施分 | 円 |
| (2) | 年度実施分 | 円 |
| (3) | 合計 | 円 |

様式第3号（第8条関係）

年度建設産業異分野進出初期投資補助金交付申請書

年 月 日

島根県知事 様

<申請者>

所在地

名称

代表者名

印

建設産業異分野進出初期投資補助金の交付を受けたいので、建設産業異分野進出初期投資補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の内容
様式第3号別表のとおり

2 実施予定期間
年 月 日 ～ 年 月 日

3 補助事業に要する経費の配分
様式第3号別表のとおり

4 補助金交付申請額

円

年度補助事業計画書

1 補助事業の内容

補助事業者	
補助事業担当者	役職 氏名
補助事業の名称	
実施予定期間	年月日～年月日
補助事業の内容	

2 設備投資計画及び資金調達計画

【支出内訳】

(単位:円)

経費区分		消費税込み金額	消費税抜き金額	備考
設備投資	補助対象経費			
	建物・構築物			
	機械装置			
	車両			
	工具器具備品			
	計			
資金	補助対象外経費			
	土地			
	建物・構築物等			
	機械装置			
	車両			
	工具器具備品			
その他				
計				
合計A				

【資金調達内訳】

(単位:円)

調達区分		金額	備考
資金調達	借入金		・返済期間、金利等
	計		
	補助金		
	異分野進出初期投資補助金		
	計		
	自己資金		
	その他		
	計		
合計B			

(注) 設備投資合計:Aと資金調達合計:Bは一致させること

<申請者>

様

島根県知事

建設産業異分野進出初期投資補助金の交付の決定について（通知）

年 月 日付けで交付申請のあったこのことについて、金 円を下記の条件を付して交付することを決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は建設産業異分野進出初期投資補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費の配分は、交付申請書に記載のとおりとする。
- 3 補助事業者は、建設産業異分野進出初期投資補助金交付要綱に従わなければならない。
- 4 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （1）補助事業に要する経費の配分について、交付要綱別表1に掲げる経費区分ごとに20パーセントを超える変更をするとき。
 - （2）補助事業の内容の変更をするとき。
 - （3）補助事業を中止又は廃止するとき。
- 5 補助金交付の条件は、上記のほか次のとおりとする。
（※ 付加する条件がある場合にのみ記載する。）

年度建設産業異分野進出初期投資補助金変更承認申請書

年 月 日

島根県知事 様

<申請者>
所在地
名称
代表者名

印

年 月 日付け指令土総第 号で交付決定を受けた補助金について、交付申請の内容を変更したいので、建設産業異分野進出初期投資補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

変更内容		
変更理由		
経費総額	変更前	円（消費税及び地方消費税を除く。）
	変更後	円（消費税及び地方消費税を除く。）
補助金申請額	変更前	円
	変更後	円

※1 変更の内容及び理由について、具体的に記載すること

※2 経費の配分を変更する場合は、様式第3号別表の変更後のものを添付すること

様式第6号（第10条関係）

指令土総第 号
年 月 日

<申請者>

様

島根県知事

建設産業異分野進出初期投資補助金の変更承認について（通知）

年 月 日付けで変更申請があったこのことについては、承認します。

様式第7号(第11条関係)

年度建設産業異分野進出初期投資補助金実績報告書

年 月 日

島根県知事 様

<申請者>
所在地
名称
代表者名

印

年 月 日付け指令土総第 号で交付決定を受けた事業を、下記のとおり完了したので、建設産業異分野進出初期投資補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績

様式第7号別表1(実績報告書)のとおり

2 事業実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 補助金額

(1) 補助対象経費

円(消費税及び地方消費税を除く。)

(2) 補助金額

円

実績報告書

1 補助事業の内容

補助事業者	
補助事業担当者	役職 氏名
補助事業の名称	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助事業の内容	

2 設備投資及び資金調達実績

【支出内訳】

(単位:円)

経費区分		消費税込み金額	消費税抜き金額	備考	
設備投資	補助対象経費	建物・構築物			
		機械装置			
		車両			
		工具器具備品			
		計			
	補助対象外経費	土地			
		建物・構築物等			
		機械装置			
		車両			
		工具器具備品			
その他					
計					
合計A					

【資金調達内訳】

(単位:円)

調達区分		金額	備考	
資金調達	借入金		・返済期間、金利等	
	計			
	補助金	異分野進出初期投資補助金		
		計		
自己資金				
その他				
	計			
合計B				

(注) 設備投資合計:Aと資金調達合計:Bは一致させること

3 補助事業の実施体制

担当職務	職名	氏名	雇用形態			専任・兼務の別		新規・既存の別	
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
その他 名			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
合計 名									

※1 雇用形態等については、該当項目に○をすること

※2 「役員」は取締役以上とし、執行役員は除く。

※3 「新規」は、今回の異分野進出事業の開始又は拡張にあたって、新たに雇用する者とする。

4 添付書類

(1)様式第7号 別表2

(2)補助対象物件の写真

(3)営業を開始するために必要な許認可関係書類(写し)

(4)その他、実施した事業内容を補足・説明する資料

指令土総第 号
年 月 日

<申請者>

様

島根県知事

建設産業異分野進出初期投資補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告のあったこのことについて、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

なお、この処分に不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に異議申立てをすることができます。

記

金

円

様式第9号 (第13条関係)

年度建設産業異分野進出初期投資補助金請求書

年 月 日

島根県知事 様

<申請者>

所在地

名称

代表者名

㊟

年 月 日付け指令土総第 号で額の確定を受けた補助金について、建設産業異分野進出初期投資補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金

円也

受領口座	金融機関名	
	預金種別	
	口座番号	
	口座名義	

※ 金融機関名については、本支店名まで記載すること

様式第 10 号 (第 14 条関係)

年度建設産業異分野進出初期投資補助金取得財産等管理台帳

(単位：円)

取得財産名	区 分								
	規 格	格 様	数 量	単 価	金 額	取 得	保 管	備 考	
	仕					年	場		
						月			
						日			

備 考

- 1 この管理台帳の対象となる取得財産等は、建設産業異分野進出初期投資補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定する取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して記載することができる。ただし、単価が異なる場合には区分して記載すること。

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 名 称
氏 名 ⑩
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

年度建設産業異分野進出初期投資補助金取得財産等処分承認申請書

年度建設産業異分野進出初期投資補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、建設産業異分野進出初期投資補助金交付要綱第 14 条第 4 項の規定により申請します。

記

- 1 取得資産の品目及び取得年月日
- 2 取得価額及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

様式第 12 号 (第 17 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
報告者 名 称
氏 名 ⑩
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

年度建設産業異分野進出初期投資補助金事業状況報告書

年 月 日付け指令土総第 号をもって交付決定のあつた補助事業に関し、 年度の事業状況について、建設産業異分野進出初期投資補助金交付要綱第 17 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の遂行状況
別表 1 のとおり

様式第 12 号 別表 1

補助事業の名称

1 事業の実施状況

--

2 事業実施後の課題等

--

3 今後の見通し

--

4 補助事業の実施体制

担当職務	職名	氏名	雇用形態			専任・兼務の別		新規・既存の別	
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
			役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
その他		名	役員	常用	パート	専任	兼務	新規	既存
合計		名							

※ 1 雇用形態等については、該当項目に○をすること

※ 2 「役員」は取締役以上とし、執行役員は除くこと

※ 3 「新規」は今回の異分野進出事業の開始又は拡張に当たって新たに雇用する者とする。

5 補助事業の収支実績及び今後の計画

(単位：千円)

	前 期 (年 月 期)		今 期 (年 月 期)		来 期 (年 月 期)	
	当初計画	実績	当初計画	修正計画	当初計画	修正計画
	売上高 ①					
売上原価	原材料費					
	外注加工費					
	労務費					
	減価償却費					
	計 ②					
売上総利益 ③ (①-②)						
販売管理費	人件費					
	家賃・賃借料					
	減価償却費					
	支払利息					
	計 ④					
営業外収支						
経常利益 (③-④)						
税引後当期利益						

■ 当初計画と実績との差の主な理由

